

香美町中小企業振興資金融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、香美町内の中小企業者に対して必要とする資金を円滑に融通し、企業経営の安定と振興に寄与することを目的とする。

(融資目標額)

第2条 融資の目標額は、毎年度別に定めるものとする。

(資金措置)

第3条 町は、本制度融資を確保するため、毎年度別に定める資金を第5条に定める取扱金融機関に預託するものとする。この場合において、預託方法は普通預金とし、預託期間は4月1日から翌年3月31日までとする。

(融資の方法)

第4条 取扱金融機関は、前条に定める資金を原資とし、融資希望者に資金を融通するものとする。

(取扱金融機関)

第5条 取扱金融機関は、但馬銀行香住支店、同村岡支店、但馬信用金庫香住支店、同村岡支店、みなと銀行香住支店、なぎさ信用漁業協同組合連合会但馬支店、たじま農業協同組合香住支店及び同村岡支店とする。

(融資対象)

第6条 融資の対象となる者は、次の各号のすべてに該当する中小企業者とする。

- (1) 町内に6か月以上事業所を有する者
- (2) 融資申込時に町の徴収金に滞納がない者
- (3) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号の規定のいずれかに該当する者

(融資条件)

第7条 融資の条件は、次のとおりとする。

- (1) 資金使途 運転資金及び設備資金

- (2) 資金の種類 短期資金及び長期資金。ただし、併用はできない。
- (3) 融資限度額 短期資金 運転資金 1,000万円以内
長期資金 運転資金 500万円以内
設備資金 1,000万円以内
ただし、長期資金で運転資金及び設備資金を併用する場合は、上限1,000万円とする。
- (4) 融資利率 取扱金融機関と町長がその都度協議し、決定する。
- (5) 融資期間 短期資金 運転資金 毎年4月1日から翌年3月31日まで
長期資金 運転資金 5年以内
設備資金 10年以内
- (6) 融資及び返済の方法 取扱金融機関の定める方法による。

(取扱期間)

第8条 融資の取扱期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、取扱期間内であっても融資目標額に達したときは、その時点で取扱いを締め切ることができる。

(申込方法)

第9条 融資希望者は、中小企業振興資金融資申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に必要事項を記入のうえ、取扱金融機関を経由し、町長に提出しなければならない。

2 前項の申込書を受理した取扱金融機関は、融資の適否を審査し、町長に報告するものとする。

(諾否の通知)

第10条 町長は、前条の申込書を受け付けたときは、速やかに諾否を決定して取扱金融機関に通知し、承諾通知を受けた取扱金融機関は、融資希望者に融資を実施するものとする。

2 町長は、否決者について、その旨を融資希望者に通知するものとする。

(融資実績の報告)

第11条 取扱金融機関は、中小企業振興資金融資実績報告書（様式第2号）に

より毎月の融資実績を翌月10日までに町長に報告するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の香住町中小企業振興資金融資要綱（香住町要綱）、村岡町中小企業振興資金融資要綱（昭和63年村岡町要綱第6号）又は美方町中小企業振興資金融資要綱（昭和60年美方町）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年8月4日告示第122号）

この告示は、平成21年8月10日から施行する。

附 則（平成22年4月1日告示第50号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月10日告示第143号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月23日告示第107号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日告示第29号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月21日告示第93号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月6日告示第21号）

この告示は、令和2年3月7日から施行する。